

令和8年度 公共職業訓練

(委託訓練：非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練)

募 集 要 項

非正規雇用労働者等を対象とする令和8年度公共職業訓練業務について、企画提案書を募集します。

1 事業目的

DXの進展により労働者の学び直し支援が重要となる中、非正規雇用労働者は能力開発機会が乏しく、時間・経済・情報面の制約が課題となっている。そこで、民間教育訓練機関等を活用し、働きながら柔軟に受講できる職業訓練の仕組みを整備する。

2 事業主体

福井県

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 企画提案書を募集する業務

訓練期間	分野	訓練開始月	計画数	定員 (目安)	訓練地域
2～6か月	介護	令和8年6月以降	1	10人	福井県内
2～6か月	デジタル (WEB)	令和8年6月以降	1	15人	福井県内

5 企画提案を提出する者に必要な資格

企画提案に応募できる者は、次の要件の全てを満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和8年5月14日（木）時点で福井県の物品の競争入札参加資格名簿に登載されている者であること。
- (3) 令和8年5月14日（木）時点で福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 令和8年5月14日（木）時点で福井県内に事業所を有する者であること。
- (7) 県税に滞納がないこと。
- (8) 公的職業訓練に関して受託機会の制限を受けた者は、不正行為に係る処分の通知を受けた期間を経過している者であること。
- (9) 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修について、委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が在籍していること。または、委託先機関がISO29993（公式教育外の学習サービス—サービス要求事項）およびISO21001（教育機関—教育機関に対するマネジメントシステム—要求事項及び利用の手引）を取得していること（長期高度人材育成コースを除く）。

6 応募資料の交付

- (1) 交付期間 令和8年4月22日（水）～ 令和8年4月28日（火）（土・日・祝日を除く）
- (2) 交付資料 令和8年度公共職業訓練（委託訓練）募集要項、別添1
- (3) 交付方法 福井県労働政策課のホームページに掲載しているデータをダウンロード
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/shokugyoukunren/itaku.html>

7 企画提案に当たっての注意点

- (1) 訓練内容についての詳細は別紙「令和8年度公共職業訓練（委託訓練）仕様書」を参照してください。
- (2) 企画提案書に記載のあった内容について、説明を求められることがあります。また、実際に設備等を視察する場合があります。
- (3) 同一地域・分野・期間の訓練への複数の提案はできません（1コース（訓練科）あたり1提案に限る）。
- (4) 企画提案をしようとする者は、下記8により「企画提案参加申込書」を事前に提出するものとします。
- (5) 企画提案後、福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けた場合は、選考結果にかかわらず契約できません。

8 企画提案参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和8年4月28日(火)午後5時必着

(2) 提出方法

持参または郵便等(郵便等の場合は、書類の収受に争いが生じないように、できるだけ配達記録の残る書留郵便等を利用してください)

(3) 提出先

福井県産業労働部労働政策課就業支援グループ(県庁4階)

(4) 提出書類

- ① 委託訓練企画提案参加申込書(別紙様式第3号)
- ② 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類(企業案内、学校案内等で県内に事業所があることが分かるもの)
- ③ 直近2期分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し
ただし、学校法人については貸借対照表および消費収支計算書の写し、公益法人については貸借対照表および正味財産増減計算書の写し
- ④ 会社については商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し
- ⑤ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書(公募日以降の日付)
- ⑥ 誓約書(別紙様式第4号)
- ⑦ 介護の訓練に企画提案をしようとする者は、福井県または近畿厚生局が発行する指定業者として指定する旨の通知書の写し
- ⑧ 職業訓練サービスガイドライン研修受講証明書等の写しおよび研修受講者等が在籍していることが証明できるもの(社員証、名刺等)の写し

※提出書類②、③、④、⑦、⑧については、令和8年2月に募集した令和8年度公共職業訓練(委託訓練)の参加申込み時に提出している場合、変更があった書類のみの提出としてもよい。

(5) 応募先および問い合わせ先

福井県産業労働部労働政策課就業支援グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話:0776-20-0388(直通)

電子メール:rousei@pref.fukui.lg.jp

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(6) 応募資格審査の結果通知

上記8(5)により、企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を5月1日(金)に電子メール等で通知します。

(7) 応募資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

企画提案参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさなかった理由を書面により通知します。

9 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

- ① 令和8年度公共職業訓練（委託訓練）業務企画提案書（別紙様式第5号）
- ② 企画提案者の概要（別紙様式第6号）
- ③ 訓練実施会場の概要（別紙様式第7号）
- ④ 訓練カリキュラム（別紙様式第8号）
- ⑤ 講師等名簿（別紙様式第9号）
- ⑥ 訓練支援および伴走支援内容（別紙様式第11号）
- ⑦ 訓練実施経費見積書（別紙様式第14号）

該当書類について、2部（正本1部、副本（コピー）1部）提出してください。

(2) 提出期限

令和8年5月14日（木）午後5時必着

(3) 提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
福井県産業労働部労働政策課就業支援グループ（福井県庁4階）

(4) 提出方法

持参または郵送（郵便等の場合は、書類の收受に争いが生じないように、できるだけ配達記録の残る書留郵便等を利用してください。）

(5) 到達確認

提出書類が示された期日までに到達したときには、提出者に対し書類が到達したことをメール等により通知します。

10 募集に関する質問

(1) 受付期間

令和8年4月22日（水）～令和8年4月24日（金）午後5時

質問は、別紙様式第2号「委託訓練企画提案募集に関する質問票」により、福井県産業労働部労働政策課就業支援グループあて提出してください。（電子メール）

(2) 回答日時

令和8年4月27日（月）

回答は、電子メールにより行います。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合があります。

11 委託先の選定

(1) 選定方法

委託先候補者は、委託訓練企画提案書選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定するものとします。

(2) 審査方法

選定委員会にて、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書の内容（訓練環境、訓練内等）について評価値を決定し、最も高い評価値を得た者を委託先候補者とします。

上記に関わらず、総合評価値が満点中60%未満の場合は、委託先候補者としません。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず書面により全ての応募者に通知します。

13 契約の締結

(1) 契約の相手方の決定方法

選定委員会の審査により、それぞれのコース（訓練科）において評価が最も高かった応募者を委託先候補者に決定します。福井県は、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容を元に、業務

履行に必要な具体的な協議を行います。

(2) 契約方法等

福井県と委託先候補者の協議が整った場合に、随意契約による委託契約を締結します。

14 その他

- (1) 提出された書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とします。
- (2) 今回の募集に係る手続等に使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とします。
- (3) 企画提案に必要な一切の費用については、各提案者の負担とします。
- (4) 提出された全ての書類は返却しません。

15 訓練実施事業体の変更等

委託先候補者として選定されたのち、訓練コースが開催されるまでの間において、訓練実施事業体や企画提案書に記載された訓練施設、講師等の変更が生じた場合は、次の書類を提出し、福井県産業労働部労働政策課長の承認を得てください。

提出された内容において承認が得られない場合は、選考結果に関わらず契約できない場合があります。
※契約後についても変更が生じた場合は、遅滞なく関係書類を提出し、福井県産業労働部労働政策課長の承認を得てください。

(1) 事業体の変更

- ① 申請者の履歴事項全部証明書
- ② 合併・分割・譲渡に係る契約書
- ③ 合併・分割・譲渡に係る株主総会等の議事録
- ④ 8 (4) に掲げる書類のうち、変更が生じる書類
- ⑤ 9 (1) に掲げる書類のうち、変更が生じる書類

(2) 訓練実施施設、講師等の変更

- ① 9 (1) に掲げる書類のうち、変更が生じる書類

令和8年度公共職業訓練（委託訓練）仕様書

1 目的

DXの進展により労働者の学び直し支援が重要となる中、非正規雇用労働者は能力開発機会が乏しく、時間・経済・情報面の制約が課題となっている。そこで、民間教育訓練機関等を活用し、働きながら柔軟に受講できる職業訓練の仕組みを整備する。

2 訓練コース

(1) 訓練コースは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開則」という。）第9条に規定する短期課程の普通職業訓練として訓練を実施するものであって、地域における人材ニーズが見込まれる分野とする。

3 訓練体制

(1) 事業を適切に運営できる組織体制および職員数を備え、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有または賃貸借契約等により使用できること。

- ① 訓練実施にあたり、施設・設備および訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者1名を配置し、また、受講者からの問合せ等に常時対応する窓口として事務担当者を1名以上配置すること。
- ② カリキュラムに主としてパソコンを使用する内容が含まれる場合にあつては、パソコンを1人1台の割合で設置すること。また、ソフトウェアについては、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるようにすること。

(2) 訓練を効果的に指導できる専門知識、能力および経験を有する講師を確保すること。

- ① 講師は、実技にあつては訓練生15人に1人以上、学科にあつては訓練生30人に1人以上の配置を標準とすること。
- ② 講師は、職業訓練指導員免許を有する者または職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の2第2項の規定に該当する者等であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、または、学歴または資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者を含む。）であること。

4 訓練受講料

受講料は、一人あたり5千円とすること。ただし、訓練生の所有に帰するテキスト代等は、訓練生本人の負担とする。この場合にあつては、訓練に真に必要なものに限定するとともに低廉な額となるように配慮すること。

5 訓練実施方法

(1) 訓練はスクーリングにて実施し、訓練対象者が在職中の者であることを踏まえ、平日夜間や土日に訓練を実施する訓練コースの設定を基本とする。

6 業務内容

(1) 訓練生の募集・広報を実施すること。

（ミスマッチ防止のため事前説明会の実施、キャリア形成・リスキリング推進事業利用の情報提供）

(2) 訓練生の選考（少なくとも1回は面接を実施すること）

- (3) 訓練生の管理および指導を行うこと。
- (4) 訓練生への伴走支援環境の構築、支援体制の確保、周知
- (5) 委託先機関にキャリアコンサルタント（能開法第 30 条の 3 に規定するキャリアコンサルタント）、キャリアコンサルティング技能士（1 級又は 2 級）又は能開法第 28 条第 1 項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者（以下「キャリアコンサルタント等」という。）を配置し、当該キャリアコンサルタント等が「キャリア・プランシート（様式 1-1）」、「職務経歴シート（様式 2）」、「職業能力証明（免許・資格）シート（様式 3-1）」、「職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート（様式 3-2）」及び「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式 3-3-4）」を活用したキャリアコンサルティングを実施すること。なお、様式については、能開法第 15 条の 4 第 1 項の規定に基づき定められる職務経歴等記録書の様式（平成 30 年厚生労働省告示第 127 号）を参照すること。キャリアコンサルティングの時期は、原則として、訓練開始後 1 か月以内に 1 回実施すること。訓練期間中においては、当該 1 回を含むキャリアコンサルティングを 3 回以上行うことが望ましい。
- (6) その他当該訓練に必要な事項について事業主体への協力を行うこと。

7 委託費

業務に関する経費については、委託費として受託者に支払うものとする。

委託費は、修了者 1 人当たり単価を 2,000 円×総訓練時間（外税）とする。また、修了者以外の訓練受講者については、1 人当たり単価を 2,000 円×受講時間（外税）とする。

委託費は、委託先機関の請求により、訓練終了後に支払われるものである。また、委託先機関への支払いについては、委託費の合計金額から訓練受講料収入によって得た金額を差し引いた金額を支払うこととする。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 令和 8 年度公共職業訓練（委託訓練）業務企画提案書（別紙様式第 5 号）
- ② 企画提案者の概要（別紙様式第 6 号）
- ③ 訓練実施会場の概要（別紙様式第 7 号）
- ④ 訓練カリキュラム（別紙様式第 8 号）
- ⑤ 講師等名簿（別紙様式第 9 号）
- ⑥ 訓練支援および伴走支援内容（別紙様式第 11 号）
- ⑦ 訓練実施経費見積書（別紙様式第 14 号）

(2) 提出部数

2 部（正本 1 部、副本（コピー）1 部）

訓練コース（介護分野、デジタル分野） 特記事項

1 委託業務の内容

(1) 対象者

委託訓練の訓練生は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、一の訓練コース以外の訓練コースに応募中の者、受講中の者又は同一年度に他の訓練コースの受講を修了した者を除くものとする。

- ① 在職中の者であって、非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）又は処遇・待遇が非正規雇用労働者と同等であると認められる者
- ② 現職若しくは現職と異なる職種での正社員化又は職業転換を目指している者（他社への再就職のみならず自社での正社員転換を含み、雇用保険適用となる転換であること。）
- ③ 訓練の受講修了まで継続して受講する意思が認められる者
- ④ 訓練の委託先機関から都道府県等及び厚生労働省への個人情報提供に同意した者
- ⑤ 訓練効果に関する調査への協力に同意した者

(2) コース設定・カリキュラム

介護：介護系の資格取得（介護職員初任者研修等）を主な内容とすること。

WEB：WEB作成の知識・技能習得を主な内容とすること。

(3) 訓練期間等

- ① 訓練期間は、2か月～6か月とする。
- ② 訓練実施時間は、108時間以上180時間以下を標準とする。
(45分以上60分未満（休憩時間を除く。）を1時間として差し支えない。)
委託先機関が行うジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、訓練設定時間に含めて差し支えない
- ③ 入校式および修了式、受講継続支援を受ける時間は訓練時間には含めないが、訓練期間には含むものとする。

(4) 訓練実施時期および実施場所、実施方法、定員数（目安）

実施時期：令和8年6月以降開講、年度内終了のこと

実施場所：福井県内

実施方法：スクーリング

定員数：介護系訓練 10名

デジタル系訓練 15名

(5) 訓練受講者数

- ① 定員は上記(4)の定員を目安に設定すること。
- ② 最少実施人数は、原則8人とする。

2 委託費

(1) 訓練実施に係る委託費

修了者1人当たり2,000円/時間×総訓練時間（消費税別）